

第1 監査の請求

1 請求人

狭山市 田中寿夫

2 請求書の受付

平成30年3月28日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）を定め、埼玉県議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として埼玉県議会各会派に対し、会派の請求により政務活動費を交付している。

また、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」（以下「費用弁償条例」という。）に第4条で県議会議員が職務のため旅行したとき及び県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償すると定め、これに準じて県議会の議員に対し費用弁償を交付している。

このうち『埼玉県自由民主党議員団』会派の一部議員及び平成25年度途中で会派に合流した『秩父彩政会』の議員が平成25～28年度の政務活動費の支出に関し、「政務活動費条例」〔平成25年3月1日公布〕及び「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）〔同〕のほか、同条例第10条によって委任されている議長が定めた「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）〔平成25年3月制定〕を逸脱し、又は関係法令や判例に照らし明らかに違法、不適切な公金の支出が見受けられた。

また、費用弁償条例第4条第2項の費用弁償を受けながら、政務活動費でさいたま市に事務所を置き宿泊して定例会等に出席し、条例最大の費用弁償を受け取っている議員がいることが判明した。

このような状況は埼玉県知事上田清司が政務活動費及び費用弁償を交付し、議会からの報告を受けながら長年適切な監査を怠り放置してきたことが原因で発生したものである。

以上により指摘する下記事項につき、当該会派及び議員に対し違法・不適切に支出した政務活動費の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

尚、今回の請求は違法・不適切な支出に関し監査を怠った事実により議員の不当利得について返還を請求するものであり、法第242条第2項は適用されない。また今回の請求は議員の一部に過ぎず、引き続き調査完了次第さらに追加の監査

請求を行う。

埼玉県知事上田清司は、埼玉県自由民主党議員団に所属する小林哲也議長、鈴木弘元副議長、岩崎宏元副議長、秩父彩政会から合流した新井豪議員に対し平成25年度から28年度まで同会派に支給した政務活動費の内、違法不適切に支出した平成25年度から28年度分の違法に支出した次の金額を県に返還させよ。

《政務活動費》

1	小林 哲也	議長につき	
	25年度		3, 019, 109円
	26年度		2, 412, 062円
	27年度		2, 268, 610円
	28年度		2, 080, 945円
	計		9, 780, 726円
2	鈴木 弘	元副議長につき	
	25年度		3, 794, 126円
	26年度		2, 995, 691円
	27年度		3, 044, 734円
	28年度		3, 494, 442円
	計		13, 328, 993円
3	岩崎 宏	元副議長につき	
	25年度		3, 489, 875円
	26年度		3, 564, 513円
	27年度		3, 630, 210円
	28年度		3, 584, 077円
	計		14, 268, 675円
4	新井 豪	議員につき(費用弁償を含む)	
	25年度		4, 219, 537円 (秩父彩政会含む)
	26年度		5, 340, 915円
	27年度		4, 775, 359円
	28年度		4, 921, 959円
	計		19, 257, 770円

以上、埼玉県知事上田清司は埼玉県自由民主党議員団、秩父彩政会及び新井豪議員に対し、交付した政務活動費、費用弁償は明らかに不当利得であるので下記金額の返還請求をせよ。

合計 56, 636, 164円

(2) 請求の理由

ア 小林哲也議長に対する請求の理由

小林は自己の所有する埼玉県熊谷市籠原南2-18の政務事務所で就業させることを条件に臨時職員を雇用し、虚偽と思料される勤務実績表を作成し、平成25年度から28年度まで計9, 780, 726円を政務活動費の人件費、事務費、交通費等に充当し支払った。

請求人の調査によると、小林の事務所は平成28年8月頃からテナントである美容室に賃貸し、政務事務所は存在していない。近隣の聞き込みを行ったところ、テナントに賃貸する以前も事務所に事務員が常駐していることはなかったとの回答を得ている。

この事実を確認するため光熱費の調査を行ったが、熊谷市の上下水道料金の領収書を精査したところ、2か月間で使用水量が0㎡、1㎡と事務員が常駐したとは考えられず、臨時職員の雇用は虚偽であったことが判明した。

また、小林議長の自宅を訪問したところ自宅敷地に事務所らしきものがあり、事務所には職員の姿がなく留守を守っていた母親に質問したところ、事務所は平成28年4月ごろ引越したとの回答があった。(事実証明1、録音記録)小林議長の広報誌「Tetsuya News July 2016. vol. 26」では最下段に小林てつや県政調査事務所として住所は熊谷市三ヶ尻2708と電話番号048-530-1211は小さく、FAX番号が048-532-3177と大きく表示している。これは、常時職員は待機している状態ではないことを表している。(事実証明2、小林議長の広報誌)

これにより、4年間に支出した事務費269,285円を含め違法な支出であったといわざるを得ない。

費用弁償条例は、議員が定例会等に出席した場合費用弁償を支給する規定があり、費用弁償の交付は平均年間70～80日間であり、年間に換算すると約20～25%に相当する。

議員はこの期間、費用弁償を交付されているため政務活動費での交通費の充当は認められない。当然、政務活動費を充当しているリース車の使用もこの期間は制限されることになる。

このことからすると、政務活動費で自動車のリースが許されるのは年間の75%であり、また、他の政治活動や私的活動にも使用されることを鑑みれば、その按分は50%未満が相当である。小林が車両のリース代を政務活動費で90%充当したことは明らかに不当利得に当たり、40%相当は返還されなければならない。当然、ガソリン代もこれに該当し、按分は50%としなければならない、40%は返還されなければならない。

以上により、違法な支出に当たる頭書の金額の返還請求を求めるべきである。

#### イ 鈴木弘元副議長に対する請求の理由

鈴木は自己所有の敷地内の建物を同居の親族に譲渡し、これを政務事務所として使用しているとして4年間で13,328,993円を政務活動費で充当してきた。

しかし、この4年間の電気代の使用量は10kwhから14kwhで、これは小型冷蔵庫又はシャワートイレの消費電力に相当するに過ぎない。

常勤の臨時職員が2～3名雇用の支払領収書が添付され政務活動費が充当されているが雇用契約書の添付もなく、勤務実態表さえ提出されていない。

電話代についても、FAX専用の請求は毎回ほぼ同額であり、固定電話は議員名簿の自宅の電話番号と広報記載の政務事務所の電話番号が一致することから、自宅兼用であることが認められる。(事実証明書3、議員名簿 事実証明書4 鈴木議員が発行した広報紙)

以上により、事務所には臨時職員の勤務実態はなかったことが証明される。

また、事務所の所有者が同居の親族であることや職員の常駐しない政務事務所の事務所費の充当は認められない。

以上により、人件費、事務所費、事務費等、13,328,993円は鈴木が違法に詐取したと思料され、頭書の金額の返還請求をすべきである。

#### ウ 岩崎宏元副議長・議会選出監査委員について

岩崎は親族が経営する(株)岩崎工務店と建物賃貸借契約を締結し、鉄骨2階建の内2階1号室を政務事務所と後援会活動用事務所として契約している。

しかし、この事務所を数回訪問したが、これまで一度も職員が在所していなかったばかりでなく、政務事務所としての看板等の表示もなかった。

平成29年11月30日、岩崎に事前に面会を求め、同所を訪問したところ、これまで表示がなかった看板が1階事務所に固定されないまま立てかけてあった。

事務所の賃貸契約は2階の1号室となっており、請求人が訪問するという連絡があって急遽表示したものだと思料される。(事実証明書5、政務事務所看板写真)

当日約60分の面談の結果、事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として必要があるときに代理出席等を依頼していると岩崎自身から回答があったので、職員との面談を依頼したが現在もその機会が設けられていない。

このように事務所には全く出勤せず、自宅勤務とするもその勤務実態が確認できない職員に対し、政務活動費を充当し定額で報酬を支払うことは許されない。

また、常勤職員がいない上に、今回の返還請求を求めている電話代はその番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共有していることから事務所費の充当は認められない。(事実証明書6、議員名簿 事実証明書7、岩崎工務店電話番号 事実証明書8、岩崎ファームホームページ 事実証明書9、岩崎宏後援会ホームページ)

さらに岩崎自身は西秩父商工会会長も務め、現在は埼玉県監査委員の議会選出監査委員も務めており、政務活動費でリース料の充当を75%としているが、50%以上の充当は認められない。

ガソリン代の充当についても勤務実態の証明がされないまま職員用としての充当は認められず、除外すべきであり政務活動費における按分率は50%充当とすべきであり、勤務実態の確認されない人件費や事務所費は、按分にかかわらず充当することはできないことから、頭書の金額の返還を求めるべきである。

#### エ 新井豪議員について

新井は25年に初当選して以来、さいたま市にマンションを賃借し、政務事務所を開設した。

しかし、政務活動運用指針で定める事務所として認めているのは看板の表示が義務付けられているが、浦和事務所とされるマンションのポストは新井という表示のみであり、部屋にある表示も新井事務所とあるだけであった。

政務事務所は県民が県議に対し要望、相談が必要な場合にいつでも訪問できることが前提であり、その所在地や電話、FAX等が誰にでも周知されなければならないが、新井は自分の名刺やホームページ、広報等には全く政務事務所の所在や電話等の表記がなく、県議会の議員名簿にもその所在が掲載されていない。(事

実証明書10、議員名簿 事実証明書11、政務活動費で発行した広報誌の写し  
事実証明書12、新井豪議員のホームページの写し)

また、浦和事務所にかかる電話代が計上されていないことから、電話やFAX  
の利用がないと認められ、賃貸契約も居住用となっていることから宿泊のために  
借り上げたものである。(事実証明書13、賃貸契約書)

これは、政務活動費充当の基本的な要件を欠くばかりでなく、添付している事  
務費の証拠書類から推認すると、浦和事務所の電気代、ガス代、上下水道代の支  
払状況は他の議員が事務所として使用した際の経費額と比較すると、シャワー等  
が使用されたと思料されるガス代及び水道代が計上され、定例会等出席には浦和  
事務所に宿泊し、住所地秩父からの距離で費用弁償を詐取していると認められ、  
支払った費用弁償も全額返還を求めるべきである。(事実証明書14、新井豪議員  
年度別費用弁償一覧・議会事務局提供)

また、人件費の支出においても勤務実態が認められる文書の添付もなく、定額  
で支出されていることから、政務活動費充当の妥当性がなく、支払の証明がなさ  
れない限り、平成25年度から28年度までの政務活動費の充当額である  
19,257,770円全額の返還請求を行うべきである。

これらの支出は法令や政務活動費条例に違反する違法な支出であり、法第24  
2条第2項の規定は適用されず複数年度の請求であっても監査請求の対象になる。

以上により、法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な  
措置を講ずることを請求する。

#### 事実証明書

- 1 録音記録(反訳添付)
- 2 小林議長の広報誌
- 3 議員名簿
- 4 鈴木議員が発行した広報紙
- 5 政務事務所看板
- 6 議員名簿
- 7 (株)岩崎工務店電話番号
- 8 岩崎ファームホームページ
- 9 岩崎宏後援会ホームページ
- 10 議員名簿
- 11 政務活動費で発行した広報誌の写し
- 12 新井豪議員のホームページの写し
- 13 賃貸契約書
- 14 新井豪議員年度別費用弁償一覧(議会事務局提供)
- 15 政務活動費及び費用弁償返還請求一覧、議員別集計表
- 16 埼玉県議会政務活動費 監査請求証拠書類  
(小林哲也、鈴木弘、岩崎宏、新井豪①、新井豪②)

本件請求については、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

### 第3 請求の要件審査

本件請求については、返還請求金額の誤りなど内容に不備があったことから、平成30年4月11日に補正を求める通知を発出したところ、同月18日に補正書が提出された。

補正により本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

なお、平成30年4月11日から18日までの8日間は補正に要した日数として監査期間に含めず、監査の期限を同年6月4日として監査を行った。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

#### 2 監査対象機関

議会事務局

#### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

##### (1) 請求人の陳述の要旨

法第100条第14項の規定に従い、埼玉県は政務活動費条例を定めた。

この条例第2条では「会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。」と定めている。

法では、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと定めており、その詳細は条例に委ねている。

法の趣旨からすると政務活動費は、議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用の一部として交付されているが、埼玉県の条例はそれが拡大解釈されている。この結果埼玉県が定めた政務活動費条例は法の趣旨から大きく逸脱しており、上位法である法違反でもある。

埼玉県では議員には一人当たり年間600万円が会派に交付されているが、その

使途を分析すると人件費や事務所費そして広報費に充当する割合が非常に高く、反対に本来の政務活動費である調査研究に資する充当が極めて低い。

ちなみに平成28年度埼玉県議会自由民主党議員団の政務活動費収支報告書は下記のとおりである。

収入				
政務活動費	315,000,000円			
支出				
調査研究・政策立案活動費				
調査研究費	12,274,381円			
グループ活動費	12,969,039円	小計	25,243,420円	
広報・広聴活動費				
広聴費	7,064,145円			
要請・陳情等活動費	13,110円			
広報費	99,517,639円	小計	106,594,894円	
経常的経費				
人件費	99,832,292円			
事務所費	31,157,459円			
事務費	28,381,902円			
資料購入作成費	7,888,166円			
交通費	30,606,501円	小計	197,866,320円	
		合計	329,704,634円	

上記の報告書から分析すると、政務活動費の充当の合計支出額が329,704,634円で、政務活動費の本来の趣旨である調査研究・政策立案活動費の充当額は25,243,420円と総体金額のわずか約7.7%である。これでは議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用に充当しているとは言えない。

県民の意見を聞き、県の政策を広く県民に周知させるための広聴広報活動費を充当しても合計131,838,314円で約40%に過ぎない。

残り60%は県民の目から見て必要不可欠なものと思えない。

殊に人件費と事務所費の充当額が、自民党議員団の人数で除すると一人当たり年間2,463,000円と政務活動費年間支給額の44%に相当する。これでは政務活動費の本来の目的に沿った使われ方ではないと言えよう。

今回4年間遡って監査請求を提出した4人の県議について具体的に陳述する。

ア 小林哲也前議長について

小林哲也前議長の25年度人件費は事務員が3名ずつ年額2,592,000円を政務活動費から充当している。それぞれ月間20日間勤務となっており、事務所に臨時職員は必ず常駐していることになる。

しかしながら、25年度事務費で充当した上下水道料の使用量は2か月で0㎡から1㎡である。飲料用には天然水を使用していたとのことだが、同年度は5月17日に一回だけの購入であり、職員が常駐したとは考えられない。

26年度の人件費も常時3人体制で1,889,550円の賃金を政務活動費で充当しているが、事務費で支払った上下水道料金のメーター表示は前年同様2

か月間で0 m<sup>3</sup>から1 m<sup>3</sup>であり、臨時職員の常駐はなかったとみられる。

27年度も同様で、勤務実態のない職員に賃金として1,857,420円を政務活動費で充当したのは違法に詐取したことになる。

小林は、上下水道料金は基本料金の範囲内で使用しているので問題ないと主張しているが、請求人は事前に熊谷市の水道局でも確認し、基本料金は2か月で20 m<sup>3</sup>までは同額料金であり、水道の使用があればメーターは必ず動くということであったことから、小林の主張は受け入れられない。

28年度は事務員が2名になり年間1,576,665円を充当しているが、政務事務所としている建物は美容院に賃貸している事実が判明している。

請求人が事務所周辺の個人宅や商店等に聞き込んだが、いずれも選挙の時以外、事務員がいたのを目撃していないということが判明している。

このことから、事務所に勤務していない臨時職員に支払ったとした賃金を政務活動費で充当したことも虚偽であったことがわかる。

小林は虚偽の雇用契約書や勤務実態表を作成し、政務活動費を詐取したこれらの行為は刑法第246条第2項の詐欺利得罪に該当する。

人件費は個人に支払うとして支払証明はマスキングしてある。臨時職員には月額10万円を超える支払いをしているため、小林には源泉徴収の義務があるが、少なくともこれらの証明書類が添付されていない。

先に沢田力元県議が領収書を偽造して政務活動費を詐取していたと同様のことであり、請求人は刑事告発も念頭に入れている。

小林が充当している交通費の車両リース及びガソリン代は、法で定める議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用とは言えない。

埼玉県議会政務活動費訴訟は高裁で逆転判決が出たが、現在最高裁に上告の手続きをとっており、さらに逆転の判決が出ることも予想されるため、監査には慎重を期すことを求める。

#### イ 鈴木弘元副議長について

鈴木は自宅敷地の一角にある納屋を改造し、同居の親族名義に変更して政務事務所としてこれまで政務活動費を充当してきた。

しかし、事務費を精査した結果、政務活動費で充当している平成25年度の事務所の電気料金は、毎月1 kwから多い時で5 kwの使用量しか出ていない。

26年度以降は10 kwから17 kwの使用量であり、これから判断すると事務所の電気料金は、小型冷蔵庫やコピー機の余熱運転程度の使用量であり、事務員が常駐している事務所の使用料金ではない。

25年度は4名の臨時職員に対して交通費も含め、2,759,040円を充当し、その後26年度には1,976,850円、27年度は2,232,720円の人件費を政務活動費で充当している。

しかも雇用契約書や勤務実績表も添付されていないことから補助職員としての雇用契約があったとは認められず、虚偽領収書の添付で政務活動費を詐取していたものと容易に推認できる。

電話やFAXの使用料金から見ても、ほとんどが基本料金の支払いであり、毎月同額程度の支払いになっていることから、これも臨時職員の雇用は虚偽であった証明でもある。虚偽領収書を作成し、政務活動費を詐取したことは、やはり沢